

(1) 調布市中心市街地活性化プランの目指すところ (現「まちなか再生プラン」の見直し)

中心市街地は、古くから商業・業務など様々な機能が集まり、人々の生活を支えるほか、娯楽や交流の場として、重要な役割を果たしてきました。また、長い歴史を刻みながら、地域の個性ともいべき独自の文化や伝統を育むなど、いわばそのまちの顔としての役割もあります。

調布市では、平成 10（1998）年 6 月、まちづくりの方針として『住み続けたい 緑につつまれるまち 調布』を将来都市像とする「調布市都市計画マスタープラン」を策定しました。このうち、中心市街地については、旧甲州街道や品川通りなどの歴史を活かし、商業振興と連動した、魅力的な市街地形成及び都市的機能の充実が求められる地域として位置付け、その整備方針を示しました。

また、平成 12（2000）年 3 月、この「調布市都市計画マスタープラン」で位置付けた中心市街地の活性化に向け、都市基盤施設の整備方針について定めた「中心市街地街づくり総合計画」を策定するとともに、商業等の活性化方策・事業を定めた「まちなか再生プラン」を策定しました。

この「まちなか再生プラン」は、平成 10（1998）年に施行された中心市街地の活性化に関する法律を受けたプランとして、平成 32（2020）年までの約 20 年を見据えた中心市街地における商業等の活性化方策などをとりまとめた内容であり、全市的な取組と併せ、中心市街地の活性化に取り組んでおります。これまでの間、平成 18（2006）年に改正中心市街地活性化法が施行し、国の認定制度（補助制度の適用）や中心市街地活性化協議会の法制化などを踏まえ、市と地元商業者等で中心市街地のさらなる活性化に向けた検討を重ねてきました。

また、プランの策定から 12 年が経過し、少子高齢化の進展や経済状況の悪化の変動要因が生じるなど、時点修正によるプランの見直しが必要となりました。

このため、調布市の中心市街地の現状と課題を整理したうえで、課題の解決につながる活性化方策とすることとし、現「まちなか再生プラン」を引き継ぎ、『調布市中心市街地活性化プラン』として、京王線連続立体交差事業と一体的に取り組むべきまちづくりと連動し、賑わい・回遊性向上による市内商業等の活性化を目指す、より実効性・実現性のあるプランといたします。



(2) 策定の経緯(60ページ以降参照)

改正中心市街地活性化法では、中心市街地は地域における社会的・経済的・文化的活動の拠点となる魅力的な市街地であるとし、このためには、市や地域住民が密接に連携しつつ主体的に取り組むべきとしています。

そこで、平成19(2007)年9月、調布市商工会の所管のもと、地元商店会や商業者、市内事業者・学術機関、公募市民などの方々が構成員とする「調布市中心市街地活性化協議会準備会」を設置しました。ワークショップやまちあるきなどを含めた、延べ23回の会議を通じて、ゼロベースから中心市街地の現状と課題を確認しあい、中心市街地が進むべき将来像(基本方針)を取り決めるとともに、将来像を具現化するための活性化策を議論してきました。

また、実際に活性化の取組を行う地元商業者の方々とともに検討を重ね、様々な取組(活性化モデル事業)を試行的に行ってきました。

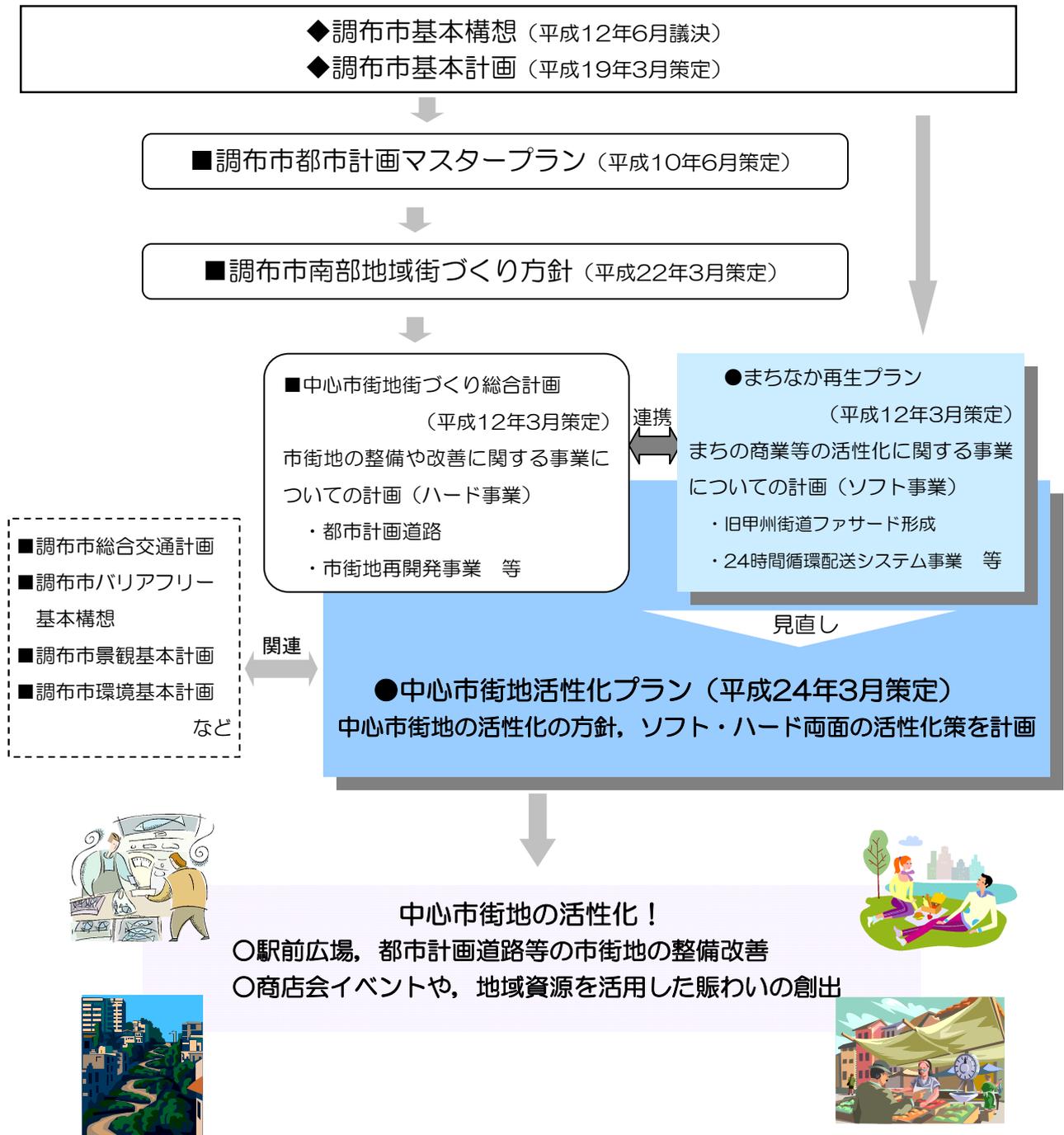
これらの取組を通じて、市と地元商業者等の方々が主体となったプランとしています。



(3) プランの位置付け

このプランは、「まちなか再生プラン」を社会情勢の変化に合わせて見直したもので、今後の中心市街地に関する施策・事業の方向を定めたものとなります。

したがって、まちづくりのソフト面である商業活性化だけではなく、ハード面の市街地の整備改善に関するものを包含しており、その内容は「中心市街地街づくり総合計画」で示した方向性に即しています。このため「中心市街地街づくり総合計画」と一体で中心市街地の活性化を図るものとなっています。



(4) 調布市中心市街地活性化プランの特徴

●地域資源を活かした活性化

調布市は様々な地域資源を有しており、これらの地域資源を活かした活性化策に取り組んでいきます。中でも映画・映像関連企業は日本でも有数の集積を誇っているため、「映画のまち調布」として、映画・映像関連資源を活かした取組を積極的に進めます。

●地元事業者等の方々と協働で作成

改正中心市街地活性化法にあるとおり、実効性・実現性のある活性化を図るには、地元事業者等の方々が主体的に取り組むことが重要となります。このため、プランづくりにおいては、活性化策の主体となる地元事業者や事業者の方々との議論を重ねてきました。

●継続的に改善を実施

中心市街地の活性化は、理想となる将来像を目標として掲げながら、常に時代のニーズに応じた取組を実施していくことが必要です。このため、計画の内容を定期的に点検し、時代のニーズや実施主体の状況に合わせ、実現性のある活性化策を継続して検討・実施していきます。

(5) 計画期間の考え方

本プランの実施期間は、「まちなか再生プラン」で設定した計画期間を踏まえ、「都市計画マスタープラン」「中心市街地街づくり総合計画」と同様の平成 32（2020）年度までとします。

(6) 対象区域

本プランの対象区域（中心市街地）は、調布駅・布田駅・国領駅を中心として道路等で囲まれた、下図のとおりとします。面積は約 180ha です。

